



盛土規制法の運用が始まります



今年5月1日から盛土等が許可制に

瀬戸内町全域を規制区域に指定予定

盛土等に伴う災害から人命を守るため、瀬戸内町全域が危険な盛土等を規制する次の2つの区域のいずれかに指定される予定です。

宅地造成等工事
規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等
規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※1月16日(木)まで規制区域に関するパブリック・コメントを実施しています。
詳しくは県ホームページをご覧ください。



(地理院地図(タイル)に規制区域を追記して掲載)

詳しくは鹿児島県ホームページを
ご確認ください。

県HPホーム

社会基盤

建築

指導(建築・宅地開発)

盛土規制法

QRコード



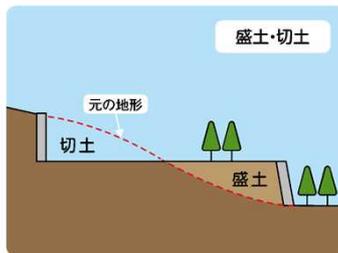
規制区域内での一定規模を超える盛土等は、県の許可が必要になります。

Q 「盛土等」ってなに？



A

盛土・切土・土砂の仮置き
のことです。



- ・各規制区域において、一定規模を超える盛土等が許可対象となります。
許可対象規模は県ホームページをご覧ください。